令和5年度



🛚 保育所等入所申込の手引き 🏑



*申込期間

別紙「令和5年度保育の必要性の認定申請・入園申込期間」を参照してください。 **先着順ではありませんので、期間内にお手続きください。**

※ 東彼杵町内在住の方で、町外の保育所・認定こども園を希望の場合、園の所在する自治体の締切までに 申し込む必要がありますので東彼杵町こども健康課子育て支援係へお早めにお申し込みください。

☆申込方法

- 1号認定を希望される場合は、園へ直接お申し込みください。
- 2号、3号認定を希望される場合は、こども健康課子育て支援係の窓口へお申し込みください。
 - ◎1 号認定…4 月 1 日に 3~5 歳で、保育の必要がない子ども
 - ※4月1日に2歳であっても、3歳の誕生日の翌月から1号認定として利用することができます。(町内の認定こども園はすべて対象です。)
 - ◎2 号認定…4 月 1 日に 3~5 歳で、保育の必要がある子ども
 - ⊙3 号認定…4 月 1 日に 0~2 歳で、保育の必要がある子ども

☆申込書類

認定区分	必要な書類		
1号認定の場合	◇支給認定申請書(子ども1人につき1枚)…様式1		
2号、3号認定の場合	◇支給認定申請書(子ども1人につき1枚)…様式1		
	◇入所に関する誓約書・承諾事項…様式2		
	◇保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書など)		

- ※ 保護者の収入額合算が 103 万円未満の場合、同居家族のうち所得の中心者の町民税額が保育料算定の対象 となります。
- ※ 申請書にマイナンバーの記載がない場合、課税証明書や身体障害者手帳・療育手帳等の提出が必要となる場合があります。
- ※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、同一世帯にいる場合は、保育料の 軽減措置があります。

★入所選考と決定について

園の受け入れできる人数以上の申込みがあった場合は選考となり、保育の必要性の高い子どもから順に決定します。

各月の受付期間最終日から、1週間程度で認定証と利用が決まった施設についてお知らせします。

(4月など申し込みが多数となる月は時間を要する場合があります。)

認定証とは、保育の必要を認める書類です。認定証で保育所等が利用できるわけではありません。

利用施設については、利用者負担額決定通知書でご確認ください。入所施設が決まったら園へ連絡し、園に必要な物、面談、入園式等の確認をしてください。

翌年度も利用を希望する場合、例年 11 月頃更新の手続きのための案内をお送りします。その際には保育の必要性を再確認しますので就労証明書等を提出していただきます。

☆保育を必要とする事由と必要書類

保育所等入所(2号・3号)を希望される場合は、子どもの父母が次のいずれかに該当することが必要です。 入所資格がなくなった(仕事を辞めたなど)場合は、速やかに届出をお願いします。

保育を 必要とする事由	必要書類		
就労	◇雇用されている場合…就労(内定)証明書(様式3表面) ◇自営業の場合(農業含)…就労(予定)状況申告書(様式3裏面上) および添付書類(確定申告書写し等)		
疾病・障害	保護者の疾病等により子どもが保育できないという医師の診断書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し		
介護等	被介護者等の診断書または要介護保険証や身体障害者手帳等の写し		
災害復旧	罹災証明書など		
求職活動	求職活動状況申告書(様式3裏面下)		
就学・職業訓練	在学証明、職業訓練受講指示書などの写し		
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日のわかるページ)		
育児休業(継続利用)	就労(内定)証明書 ※ 育児休業による入所は、当該児童が新規で入所するための事由としては認められませんが、父母が弟妹の育児休業に入る際の兄姉の入所継続要件として認められます。		
その他	の他 東彼杵町こども健康課子育て支援係にお問い合わせください。		

★保育期間について

保育を必要とする理由ごとに、利用できる期間が異なります。

理由	保育期間		
就労・就学	就労等開始の2週間前から保護者の就労等終了、もしくは年度末まで		
入院	入院期間2週間前から退院日まで		
自宅療養	療養期間が明示された診断書等に記載された期間		
出産	予定日の前後3か月		
求職活動	3か月		

[※] 就労・就学の場合、「慣らし保育」として最長で2週間前から入所することができます。「慣らし保育」の 期間も入所の期間に含まれ、保育料が日割りで発生します。



☆保育を受けられる時間(保育の必要量)

保育所等では、保育を必要とする理由及び就労時間等によって保育を受けられる時間が「保育標準時間」か「保育短時間」かに分かれます。

	就労時間		
保育標準時間	父・母それぞれ月 120 時間以上の労働		
保育短時間	父・母それぞれ月 60 時間以上 120 時間未満の労働		

- ※ 保育の時間帯は各園にお問い合わせください。各時間帯を超えた利用は延長保育となり、別途料金が発生 します。
- ※ 母(父)子家庭の場合、母(父)のみの就労時間で保育時間を決定します。
- ※ 求職活動を理由に園を利用する場合は短時間保育となります。

※利用者負担金(保育料)について

3歳未満の保育料と、3歳児以上(満3歳の1号児を含む)の副食費の免除該当/非該当については、保護者等の住民税額で決定します。3歳児以上(満3歳の1号児を含む)の保育料は無償です。毎年4月と9月に再計算してお知らせをします。

保育料	保育料決定にかかる住民税	
令和5年4月分~令和5年8月分	令和4年分	
令和5年9月分~令和6年3月分	令和5年分	

※ 保育所を利用される方の保育料は東彼杵町に、認定こども園・幼稚園を利用される方の保育料及び保育 所・幼稚園・認定こども園の副食費は各園に納めることになります。町外の園を利用する場合も同様です。

☆預かり保育

1号児は、1号児の保育時間の前後にも預かり保育として園を利用することができます。その場合、保育料とは別に利用料がかかります。土曜日や夏休みなどの長期休暇中も預かり保育として園を利用することができます。

保育の必要性が認められる1号児の預かり保育の利用者負担額は、申請により450円×日数と実際に支払った額のいずれか低い額(月額11,300円上限)の補助を受けることができます。(満3歳児については非課税世帯に限る。)

認定を希望される方は<u>利用前までに</u>、別紙「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と「保育を必要とする事由を証明する書類」(2 ページの「保育を必要とする事由と必要書類」参照)を提出してください。



☆退所について

保育所等を対処する場合は、東彼杵町役場に退所届を提出する必要があります。町外へ転出する場合も同様に退所の手続きを行ってください。その場合、退所日は転出日前までの日付となります。

転出後、同じ園を利用希望の場合は一度東彼杵町で退所手続きをし、転出後に新しい住所地の自治体で再度 入所手続きをする必要がありますので、転出前に新しい住所地の自治体にご相談ください。

☆申込内容等の変更について

以下の内容に変更があった場合、もしくは変更を希望する場合、速やかに東彼杵町役場に変更届等の提出が 必要です。

- ○保育を必要とする理由(勤務先の変更、退職等)
- ○保護者、園児の住所、氏名、園児の家族状況(園児の保護者の結婚、離婚等)
- ⊙利用の保育施設
- ◎認定区分の変更(1号児、2・3号児)
- ⊕税額
- ※ 変更内容によっては添付書類が必要となります。子育て支援係の窓口、電話等でご相談ください。

☆町内保育施設

		ひまわりえん	やまだこども園	認定こども園つばさ
住所		彼杵宿郷 362 番地 1	蔵本郷 1510 番地	平似田郷 702 番地
電話番号		0957-46-1485	0957-46-0824	0957-47-0648
定員	1号	15人	15人	90人
	2, 3号	55人	90人	90人
開所時間		7:00~18:00 (延長保育 19 時まで)		
満3歳児保育		0	0	0
その他		休日保育実施	病後児保育実施	

☆お問い合わせ

東彼杵町こども健康課子育て支援係 **☎**0957-46-1196 〒859-3808 東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

